

文政四年「清人漂着譚」——紀州漂着中国商船——

松浦章

目次

- 一 緒言
 - 二 経過
 - 三 資料紹介
 - 四 一般的考察
 - 五 小結
- 文政四年「清人漂着譚」

一 緒言

江戸時代において多くの中国船が日本列島各地に漂着しているが、文政四年（一八二二）に紀州の熊野に漂着した長江河口の崇明縣に所属する商船の事例が知られる。紀州に漂着した中国の沿海商船については既に「清代沿海商船の紀州漂着について」として紹介したが、その中で述べた「文政四年熊野漂着崇明船」に関する詳細な筆談記録が畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』に収録されていることが知

られるのでここで紹介したい。

二 経過

文政四年（清・道光元、一八二二）正月二日に紀州熊野に、長江河口の崇明島に所属する商船が漂着した。同船の漂着については『長崎志統編』卷八、唐船進港并雜事之部、文政四年の条に知られる。

當（文政四年）正月二日、紀州熊野小山浦沖漂着ノ唐船、紀伊殿ヨリ爲警護、家臣御勘定鈴木芳右衛門、其外船手与力寺西綾左衛門、筆談役御勘定同心御小人目付等附添、大小ノ船數艘ニテ當地工護送、同四月二十日當港工被挽届依之。同二十二日、例之通御役所工被召被吟味ノ處、江南崇明縣之船ニテ、船主施紹修ヲ始、乗組都合十七人、前々ヨリ日本ノ地へ渡海セシコト曾テ無之、青豆・小豆・南蛮黍積載セ、唐國致出船之處、逢難

風、船具破損シ、小山浦沖エ漂泊、碇ヲ卸ノ處、早速警固有テ撫育ヲ加ヘラル。三月十四日、同所ヨリ被挽送、當月二十日、當港（長崎）エ着船セシ旨、因申之、船住居被仰付、在津中粮米・薪、洋中粮米共、如先規、被給賜。同月二十五日、出船歸唐ス。

とある。文政四年正月二日に紀州藩の熊野小山浦沖に中国船が漂着し、紀州藩から直ちに漂着船の護衛と乗組員に対する撫育が行われ、同船は三月十四日まで紀州に留め置かれた。その後、三月十四日に紀州藩の護衛船に伴われて長崎に曳航され、四月二十日に長崎港に入港した。長崎では、漂流民の唐人屋敷における逗留を認められず、同船内での滞在を命じられ、長崎港での六日間の滞船の後、同船による歸国が認められ、歸国に際しての洋上での食料などを給付され、四月二十五日に歸国した。長崎での取調べでは、この船は中国の江南崇明縣の船であり、船主は施紹修であり、乗員は全員で十七名が乗船していた。中国からの長崎へ定期的に來航する貿易船ではなく、中国の沿海航運船であることが判明したのである。紀州藩が、同船の漂着の際に取調べた記録に、和歌山県立図書館に所蔵される「江南船漂着」があり、既に全文を紹介したのであるが、その漂着の事情は、乗員が報告している。その「江南船漂着」によると次のようである。

中華江南崇明縣施紹修船、往山東裝荳、于十一月初八日、在石島放洋、至十二日、西北風大起、吹至賁地、水深不能下錨、船上少水、又行行、破船舵、故而到賁地、求各大人、得歸古郷、并恩萬代

王 壽珍

とある。この文は漂着した江南崇明縣施紹修船の乗員の一人であった王壽珍が筆談で記したものである。同船は崇明縣の施紹修船であり長江河口から山東への貿易を行い山東で豆類を積載し歸帆する際に、山東半島東端にある石島で海難に遭遇して紀州熊野沖に漂着したのであった。同船の規模は、「江南船漂着」では「船総長八丈五尺余 巾ヒロキ所ニテ一丈四尺余」とあり船幅に対する全長の比が6と船体が細身であり、さらに王壽珍が紀州付近に漂着した際に「水深不能下錨」と、漂着地の沿海で錨を沈めたところ水深が深いため、錨を降ろすのに苦労したことを記していることから、同船は崇明島や長江河口付近で使用された平底型の海船である沙船であったと考えられる。さらに「江南船漂着」によれば、同船の船体の側面に記された船籍について、

其横ノ字、江南崇字伍伯參拾五號施紹修商船

と記されていたとあるように、江南の崇明縣籍であり崇字五百三十

五号を有する施紹修商船であつた。このことから、同船は沙船であつたことは確実である。さらに残された船体を描いた図からも沙船型船と見られる。

三 資料紹介

文政四年に紀州へ漂着した中国の崇明縣籍を有する商船の資料に關して、かつて故有坂隆道關西大学名誉教授より教示を得ていた。それは和歌山市立博物館に所蔵される畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』に「清人漂着譚」として収録されていると、同館の寺西貞弘館長、学芸員の榎本邦雄氏の御盡力で同資料を閲覧でき、本稿で紹介する次第である。

畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』については既に榎本邦雄氏が「畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』について」⁸⁾において紹介されている。本稿では榎本氏の論考を参考に畔田翠山（くろだ すいざん）と『翠嶺軒日鈔』について述べてみたい。

畔田翠山は江戸時代後期に紀州で活躍した本草学者であつた。翠山は号で、名は伴存（ともあり）で別号に翠嶺軒や紫藤園を使用していた。彼の『翠嶺軒日鈔』は、翠山が中国や日本の文献から自身の関心の赴くままに抄出した記録であり、四十一冊が残されている。それらの現存状況は榎本氏によれば次のようである。

乙集 十一冊 天保六年（一八三五）

文政四年「清人漂着譚」

丙集 二冊 天保七年（一八三六）
丁集 二冊 天保八年（一八三七）
戊集 六冊 天保八、九年（一八三七、一八三八）
己集 四冊 天保十年（一八三九）か
庚集 六冊 天保十一年（一八四〇）か
日鈔 二集 四冊 弘化元年（一八四四）
壬子日抄 二冊 嘉永五年（一八五二）
雑録（春、夏、秋、冬） 四冊⁹⁾

畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』に關する由来として「壬子日抄 一」の奥付けに記された朱筆書きに次のようにある。

本書四拾壹本ハ、紀藩畔田伴存自筆ニシテ、此冊ヲ壬子日抄ヲ題簽セシヲ以テ考フレハ、本綴ハ紀元二千五百十二年則チ嘉永五千子年ノ抄録ニ係ルモノトナス。是ヨリ以前ヘ十干ヲ算スレハ、甲集ハ此四十一本中ニ命名カケレドモ、弘化元年ニ当ル。乙集ハ弘化二乙巳ノ年。丙集ハ同ク弘化三年丙午ノ年ナラン。同氏ハ安政六年（紀元二五一九）算齒六旬、又ニテ遠逝セリ。則チ此壬子ノ年ガ還曆ニシテ華甲ノ時也。弘化元年ハ五十三歳ニ当ル。

大正參年（紀元二五七四）甲寅二月尽前日午前一時 越中富山市惣曲輪八十番地凹凸庵藤原「窪美」昌保記ス

とあり、大正三年（一九一四）に富山の人藤原昌保によって記された奥付には『翠嶺軒日鈔』は、畔田伴存の自筆本であり干支を記して日々諸書より抄録したものと考えられる。畔田伴存は様々な情報を日々記録したものであったと考えられ、藤原昌保によって記されたこの奥付は『翠嶺軒日鈔』の由来を知る上で貴重な手がかりを提示している。

畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』の筆写記録は、その残存状況の題簽から見て、まず十干を使用して記録していったと考えられるから、少なくとも天保五年（一八三四）に甲集が作成されたと思われる。その後、十干が一巡して、「日鈔」を題簽として使用したが、途中から干支を使用して記録していったものと考えられる。そうすると現在のところ存在が知られないが、少なくとも天保五年から記録が開始されたことは想像に難くない。

四 一般的考察

ここで紹介する文政四年「清人漂着譚」は「庚集」第四冊に収録されている。「日鈔庚集」は縦二二・八センチメートル、横一六・二センチメートルで写本である。

「日鈔庚集」四の「清人漂着譚」は

文政四年辛巳春二月、臣益奉命、會江南崇明縣漂民、于塩津筆

語

二月十一日

僕紀州國文學姓鳴澤名益、承官命來面你們、貴船幾個人命去危迫、就安穩、真是天大造化了

との文で始まっている。文政四年二月十一日は、紀州側の鳴澤益が藩命により漂着船に乗組み、乗員と筆談が開始した期日と考えられる。その筆談者である紀州藩側の鳴澤益について述べてみたい。鳴澤益とは貴志康親氏の『紀州郷土芸術家小伝』の「鳴澤素堂」によれば次のようにある。「鳴澤素堂、名は益、字は叔友、素堂と號す。通称を政吉と云う。天保六年十一月歿す。年七十五、寺町護念寺に葬る^⑩」とあり、文政四年には鳴澤益は還暦を少し過ぎた年齢であった。

中国側の応対者は王壽珍で、「江南船漂着」にも名が知られ、おそらくこの漂着船で最も知識があった人物であったことは確かであろう。

筆談の地である「塩津」であるが、近世には塩津浦として知られ、紀州の海部郡に属し和歌山城下に近い天然の良港であった^⑪。漂着船は熊野小山浦で救済され、その後和歌山城下に近い港まで曳航されていた。そして二月十一日以降この筆談が残された。

この筆談では専ら鳴澤益が質問し、それに王壽益が答える形式で、二月十一日、十二日、十七日、十九日、二十日、三月十日の雑賀浦、十八日には紀州三井寺へ航海の安全を祈願しに参詣してい

る。その後三月十三日の筆談があり、最後に王壽珍の謝辞の文が記されている。

二月十一日の最初の筆談は、鳴澤益の自己紹介から始まり、王壽珍が救済されたことに対して謝意を記し、鳴澤が漂着地の位置と長崎まで送還することを述べ、王壽珍が漂着に至った次第と、乗員の出身は全員十七名が崇明縣の小陰沙であることを述べている。

王壽珍等の郷里とされた崇明縣の小陰沙について、その地名について確認してみたい。康熙二十年（一六八一）の『重脩崇明縣志』卷二、區域、沙名には明代の沙洲として「小陰沙 正徳中漲」¹²とあり、小陰沙と言う沙洲は明代の正徳年間（一五〇六―一五二一）に堆積し沙洲となったとある。さらに民国十九年（一九三〇）『崇明縣志』卷三、地理志、沙状の附舊沙にも、

小陰沙 正徳中漲、近海門界、非今縣東南小陰沙也。¹³

とあり、明代の正徳年間に長江河口の崇明島北側の海門縣に近いところに出来た沙洲が小陰沙であった。

しかし清末から民国期にも崇明島の東南にも小陰沙と呼称される沙洲があった。同書、合隆沙の条に、

小陰沙、南海中、凡一號、共苗一百四十四頃。¹⁴

とある。これは長江河口付近にあった沙洲であるが耕作地が一四四頃、およそ八八ヘクタールほどの面積であったとある。以上のように崇明島附近の沙洲として小陰沙は明清時代を通じて二箇所あったことが知られる。おそらく王壽珍等の故郷は前者であったものと思われる。しかしいずれにしても彼等が崇明縣小陰沙と言っているのは根拠のないことではなかったことがわかる。

崇明島の人々は長江と東シナ海に隣接する沿江沿海地域に居住していたので古くから操船にすぐれていた。民国『崇明縣志』卷四、地理志、風俗に、

環境港汊、紛歧操舟業者、知潮汎沙線、航海沙船、習海道、自余山歷鷹遊、拂成山、達津沽。¹⁵

とあるように、崇明島の人々は操船能力が高く、特に水深の浅い沙洲が多い海域の航運にすぐれ、長江河口から山東半島東端の成山角を経て海河口の大沽、直沽から海河を遡航して天津に達する航運を頻繁に行っていたのであった。その意味で王壽珍の乗船する施紹修船も同様な航海を行う沙船であったことは歴然であろう。

二月十二日には乗員の証明書に当る「信牌」の記述内容について応接がある。「信牌」は清海關が発行した通行証であり、そこには乗員の氏名等が記されあつたが、記載に無い四名の名が明かとなり、王壽珍はその四名を「施井發（ズシンハ） 張泗（チャンス）

施大方（ズダフウン） 瞿茂徳（クイメテ）としている。名前に記されたカタカナは鳴澤が聞取ったままにカタカナ表記したものであつたろう。「施井發（ズシンハ）」の施は現在の普通音ではシであるが、それをズと聞取っている。同船の乗員の姓名が判明するのは、王壽珍とこの四名とそして黄海を含めた六名である。

二月十七日には、この船の航運事情が話題となるが、最初に長城のことを鳴澤が聞くと王壽珍は行つたことがないと答えている。しかし山海関については若干の知識をもつていたようである。おそらく彼等が江南と山東や東北地方沿海部との交易を行つていたことで、関東や山東については知識を持っていた。さらに船舶の航運に關して、夏と冬では乗員数に差があつた。二月十二日の条でも見られるように冬は海が荒れることが多いため舵取りなどに多くの人員を必要としたためであろう。

二月十九日は、主に江南の産物などが話題となつている。特に王壽珍が江南の特産として木綿をあげていることは、江南人として当然であろう。彼等の山東への積荷にも江南産の綿布が積まれていたことは想像に難くない。江南産の綿布は東北方面や山東など華北地域に帆船で盛んに搬出されていた。¹⁶ さらに干しナマコ¹⁷の海參も話題にのほつている。干しナマコは日本からも長崎の中国貿易を通じて盛んに輸出されていた。¹⁷ さらにお茶なども話題にのほり、そして正月十五日の上元節なども取上げられるが、王壽珍の体調不良もあつたようである。詳細は語られずに終わつてゐるのは残念である。

しかし、この十九日には重要な記事がある。それは鳴澤が「貴府大總兵、其姓名官位如何」と質問したのに対して、王壽珍が「姓趙名春曉、品位穩重」と総兵官の名を「趙春曉」と明確に答えていることである。これは事実であるかどうか確認してみた。民国『崇明縣志』卷十、職官、武官表によれば、崇明縣には順治年間より両江總督に隸屬する總兵が設けられていた。その後若干の変遷を経るが、その總兵官に趙春曉の名が見られる。その記事を列記すれば左のようになる。

嘉慶十六年	趙春曉	太湖副將	署
嘉慶十八年	趙春曉		署
嘉慶十九年	趙春曉		陞授
嘉慶二十年	趙春曉		陞見回任
嘉慶二十三年	趙春曉		署提督回任
嘉慶二十三年	趙春曉		陞見回任
嘉慶二十四年	趙春曉		署提督回任 ¹⁸ 卒

とあるように、崇明縣の總兵官として趙春曉の名は、兼任期間を含めて、在職中に死去するまで、嘉慶十六年（一八一）から嘉慶二十四年（一八一九）まで八年間にわたつていたことが知られる。王壽珍が、鳴澤益の質問に答えた時には、趙春曉は既に死去していた。しかし王壽珍のような庶民にとって、永く親しんだ人物を記憶

していたとしても不思議ではない。それ故に趙春暎の名を示したものとと思われる。王壽珍が答えた趙春暎のその任期は若干相違していたが、人物名は極めて正確であった。比較的身近な人物名が明確に知られことは、この筆談の価値を高めている。この応答筆談のみにても極めて正確な内容であったと言えるであろう。

二月二十日には、鳴澤が王壽珍の体調を気遣い、別離の賦を送っている。

三月十日には、雑賀浦で紀州侯が漂着中国船を謁見している。そして同船の長崎への送還を行うことを伝えている。

三月十八日には紀州三井寺に参詣している。その参詣の様子が事細かく記されていて興味深い。同寺で掲げられた中国画に、王壽珍が意見を求められるが、紀州側の人々に感銘を与えるものでは無かった。

付録の中に見える「應大莊殿宮本氏需、與名草山下逆旅主人。君不見江南彭鳳昌、昔漂於我国南洋、官府恤之就生路」の文中の「江南彭鳳昌」であるが、寛政十三年（享和元、嘉慶六、一八〇一）正月に現在の和歌山県美浜町の沖に漂着した一七人乗組みの中国船の乗員の一人であった。彼等も紀州藩によって救済されている。

五 小結

上述のようにこの筆談には様々な興味深い内容を含んでいる。しかし何と言っても、本筆談の価値を高めているのは、応答者の王壽

珍の態度が極めて誠実に答えていたことである。そのことを如実に示しているのが次の二点である。

王壽珍等の出身地が決して出鱈目なものでは無く、崇明縣に所在する地名であったこと、さらに崇明縣の総兵官の名を在任時期は若干相違していたものの、実在の人物であったことが確認できることからである。

以上のように本筆談は短編ながら、江南の沙船航運業²⁰を運営していた海商の筆談記録と考えられる。

【付記】本稿は故有坂隆道先生にご教示賜りながら御生前に活用できなかったことに陳謝するとともに、資料の閲覧等に御便宜を与えられた和歌山市立博物館の寺西貞弘副館長、学芸員の榎本邦雄氏の両氏に謝意を表する次第である。なお掲載に当り、二〇〇四年十一月十六日付「和教博第一六二号」により許可を得た。

文政四年「清人漂着譚」

文政四年辛巳春二月臣益奉

命會江南崇明縣漂民于塩津筆語

二月十一日

僕紀國文學、姓鳴澤名益、承官命、來面你們、貴船幾個人命、去危迫、就安穩、眞是天大造化了。

王壽珍

漂流貴國、蒙各大人恩厚如山、有今日安穩。

益

曩日、你們漂着的地方、我紀國之南邊、距府五百餘里、其間高山大川、道途艱澁、小吏往返、不多日、不能到。故我有司、移你們船、泊下于此、此地名叫做塩津、距府城不多里、事々甚便、無求不得船上、少的要告之、議所司而贈了、且此地方、到長崎底、順路合船、人体憂慮。

壽珍

蒙大官人恩憐、在船薪米俱無、在洋日久、大小繩不能用、并風帆以破不堪。

益

風帆并繩、稟官修補、薪米的乏少勿憂、廩人給之。

壽珍

蒙各大人賜諸物、今身不能補報。

益

扶困救窮、國家之政、況你漂民乎、恁地要報、勿懸念。

壽

感恩不淺。

益

你們在引木浦、問答事狀、具聞之、故不敢再問、貴船爲西北風、遭漂直到熊野地方麼、或南過去轉北、向來麼何其多日。

壽

十二月初六日、在西來見一大山、南北有小山八九个、止近不能上大山、又西北風大起、往東南、四日五日、晚風息、又西行無風往、西風大、即往東南。

益

合船十七名、俱是崇明縣人乎、就縣那鄉里住下來麼、其鄉名如何。

壽

俱崇明縣小陰沙人。

益

施姓都是船主的枝屬乎。

壽

多是一家。

益

十二日
拿信牌來一看

黄海ト申ス者、信牌ヲ持チ來リ候ニ付、一見仕候処、十三人ノ名ヲ記シ候テ、四人ノ名欠ケ候ニ付、左ノ如ク承リ候。信牌十三人名、闕四個姓名什麼。

壽

唯冬天、加四人、到關東、其寒其冷。

關東ニ至ルニ、冬日ハ寒氣ツヨク、梶取ニ代ヲ用ヒ候ニ付、四人雇入候ト申スコトニテ候。

益

冬天加四人、而照牌上、無其名、他日官府查点之、其處置如何、四人姓名示之。

壽

凡商船冬天、去關東各口、俱知信票、一年一換、不能加、四名如左。

施井發 (ズシンハ) 張泗 (チャンス)

施大方 (ズダフウン) 瞿茂德 (ダイメテ)

益

他亦崇明人乎。

壽

俱崇明人。

益

往日官稟你們事狀於王都、都距 紀國三千里、不一個多月、不得報、報命下日、即將數小船、牽你們船、送了長崎地方、是我武國的常法也。我君上慈仁、視你們與我民一般、況復你們良民、在艱楚中乎。故教有司移船于此、這津口藏風避浪的好處、且番船在左右、防他寇盜、你們就安于泰山、有何不是放心、暫此停泊不遠、底日子可得回本國、餘寒易襲保護自愛

壽

求各大人 王都信轉、早到長崎回唐山、在船衆人、感各大官人、公侯萬代。

益

賦詩與壽珍

相值試相語、異音恍不明、人雖隔胡越、心豈別和清、將筆欲成舌、拙言難述情、江南千萬里、憐爾問歸程

壽

教勉不能知謝々

二月十七日

〔益〕

你觀看長城乎。不則必傳聞焉。築以石乎、城上有更樓乎。有守關將卒乎。

壽

長城未到、起在北京北三百里、其名山海關、有樓有關、大關有三。又有小關數不知。

益

補陀山曾進香乎。

壽

近交易、未進香。

益

到臺灣及琉球乎。

壽

俱未到。

益

你船交易，唯在山東乎。

壽

慣在關東、山東。

益

關東付言那地乎。

壽

盛京是。應齊魯、盛京誤也。

益

關東、山東其富庶、與南京如何。

壽

未知優劣。

益

貴邦之商船、極大者凡幾丈。

壽

最大在船之尺、十二丈多。

益

水手用幾人數。

壽

三十多人

益

凡船裝千斛、水手幾個。

壽

冬天十人、夏天九人。

益

你們雖受漂流之艱苦、却觀日本之光景、轉禍為福、他日歸家、傲了一場好話說。

壽

至日歸家、說貴邦人情恩厚之好事。

十八日無話

十九日

益

貴地名產何等物件、江南之橘、松江之鮎、至今稱奇產乎。

壽

橘在洞庭山、松江之鮎魚名其味美、江南民間之產木綿

益

貴地至于洞庭凡幾里。

壽

崇明至洞庭四百里。

益

武陵桃源之名區勝地、古今異同如何。

壽

武陵今浙江杭州。

益

距貴縣幾里。

江南浙江連界、崇明至杭州、六百里陸程。

壽

貴地瀕海、有魚塩利乎。

益

魚塩出浙江、江南魚少有。

壽

虎豹那地最多。

益

唯關東有泗川有在峻山深谷。

壽

貴地出海參乎。其食用如何。

益

江南不出漁參。在關東、用水煮食

壽

貴府學校、其進士、學生其員多少。

益

我邦學師進士出身、亦有秀才、三年一增二十五名、文武十三

壽

名。

益

貴府大總兵、其姓名官位如何。

壽

姓趙名春曉、品位穩重。

益

盧同、陸羽者古辨茶人也。今有慕其風者乎。

壽

少讀書詩不知。

益

貴縣觀燈之戲如何。

壽

戲乃倣古事忠孝節義之事也。燈乃民間要物。

益

非問戲場之事也。問上元燈之觀如何。

壽

凡燈在正月十五爲上元燈。

此日、壽珍少シ不快ノ由ニテ右ノ答、甚疎略ニ相聞申候

益

上巳之祓禊如何。

壽

我國無。

黄海ト申者、歌三曲ヲ唱ヘ、其曲名ヲ承リ候得ハ、左ノ如

ニ答ヘ申候。唱竹ヲ鳴シテ是ヲ節ス。

四嘉曲 此曲ハ祝言ノ由申候。

洋歌曲 此曲ハ舟歌ノ由申候。

無情狀曲 此曲ハ青樓ノ曲ノ由申候。

益

貴縣有唱曲而已乎、又有用古樂者乎。

壽

我國古樂、多有戲唱舞、亦古樂其器物名數多云。

益

豈用明律乎。

壽

用明律。

益

貴國米一包容多少。

壽

我邦不論苞。

益

一斗米價幾錢。

壽

有高下高一斗三百文、下一斗二百三四十文。

益

貴縣專祭何神。

壽

關帝五月十三日祭、觀音一月十九日、六月十九日、九月十九日

祭。

你供何神。

益

在家供東厨司命、十二月十四日祭。

壽

東厨司命何神。

益

厨君。

壽

貴恙未愈多問可惡、僕明天歸府、有官命復來、見。

益

蒙君愛下、謝々小疾、不放、別日拜謝。

壽

廿日

昨來貴恙如何。

壽

畧好些。

益

天々衆人來看、只是應接不暇之所致乎。

壽

現以春天、在洋日久、有些心火不放。

益

賦一絕告別

聖世濟民、豈有疆仁、風無恙可歸鄉、昨天相值今天別、都是春

霄夢一場。

壽

蒙君愛乍相、別作詩、晚生無才、拜謝。

三月十日於雜賀浦

公駕微行臨觀于船。

執政大夫山中氏、参政海野氏、及諸執事山本、

督学 臣益 等陪從賜

和昏 一筐 美野昏 五十束

棘鬣魚 二頭

蒸餅 二盒

益

貴船放洋在近恭喜々々

長崎距此三千里、大灘巨津、路何容易 官令鈴木生、管理這

船、大事他是、事々曉得、人凡事之緩急、帆之開落、只管憑

他、做一路上平安了、臨別難相捨、聊以致款款。

壽

蒙君憐恤謝々。

三月十八日

此日唐人トモ紀三井山へ進香致サセ候ヤウ命ヲ蒙リ候ニ

付、益辰ノ刻同所工相詰居リ候。唐人共藤白ヨリ上陸、歩

行ニテ巳刻同所工着仕候。知縣佐野仙兵衛、譯官玉川玄龍

申合、唐人トモ相伴ヒ、登山仕候。

此寺廟、紀三井山金剛峯寺、院名護國觀音堂、號救世殿。

如以申シ聞ケ候へハ、唐人トモ堂前板間履ヲ脱キ去リ、廟

中ニ入り、賽錢ヲ箱ニ入レ、船中ヨリ香條ヲ持チ來リ焼香

致シ、十七人同様ニ拜仕リ甚丁寧殊勝ニ相見エ候。拜畢リ

ニ臺ニ至リ一見致サセ、烟草ヲ吃ヘサセ候。夫ヨリ堂ヲ下

リ玄關口ニテ御幕張等ヲ拜見、履ヲ脱カセ、客堂ニ伴ヒ安

坐仕ラセ、茶果蕎麥等ヲ賜ル。誠ニ有カタキ様子ニ相見ヘ

候。檻前ノ櫻花ヲ指シ示シ、我日本国是ヲ櫻ト云ト申候ヘ

ハ、甚珍シキ様子ニ相見ヘ候ヘトモ、存セサルヲ耻候故

カ。筆答ハ仕ラス候。

此我公之御坐。

御座ノ間近ツキ候ニ付、如此申聞カセ候へハ、承知仕候様

子ニテ、拜趨仕候、夫ヨリ檻前ニ出候エハ、左ノ如ク申聞

ケ候。

紀城漸近可一瞻。

如此申シ聞候へハ、暫ク拜堂仕居リ候。

此ハ明人沈周之画

御掛ケモノヲ拜見仕ラセ、如此申聞候へハ、

壽

唐伯虎

如此答申候、察スルニ沈周唐伯虎同様ノ名家ト申意ニ候

カ。

文徵明同時人乎

益

唐白虎、文徵明同時ノ人ニ候ヘトモ、試ニ承リ見候ヘハ、

似無乎。

益

俱住蘇州

壽

如此答ヘ申候テ、委シキ義ハ申サス候。

蘇州林安山御所有。

壽

益

簾一樣乎、我朝廷御座總如此。

竹鹵之制與貴邦同乎。

益

御簾ヲ指シケ様ニ承リ候ヘハ、

相同。

壽

泗川良山有此簾

制ハ少シ違ヒ候様ニ、指ニテ仕方ヲ見セ候ヘトモ、相分リ

潮ヲウチ沙ヲ集メ候様子手ニテ仕方ヲ見セ候處、當方ト相違申サス候。

[益]

兼候。

萊麥分畝黃綠如綺貴地一樣乎。

益

壽

官府用之乎。

相同。

ケ様ニ承リ候處、左ノ如ク答申候。

此外十二七八ハ一樣ト申シ候。瑣細ナル義ハ記シ申サス候。

壽

民間ニ有。

簾ノ類多ク有ル事ニ候ヘハ、此一段ハ明了ナラス候。

是ヨリ下山仕リ、裏坂通りニテ宮本七大夫方ニ相伴ヒ、御料理等下シ置カレ、誠ニ有リ難キ様子ニ相見ヘ候。然シ大

[益]

ニ酩酊モ仕ラス、鄙陋ニ相見ヘス候。

此風景、貴邦那地似乎。

[益]

壽

此屋主姓宮本、名七大夫、奉官命餐你們、随意喫了。

多々拜謝。

壽

此席ニテ時ヲ移シ、申ノ刻頃ニ相成リ候ニ付、退出仕ラ

七、舟ニテ拜殿ニ相渡リ、眺望仕ラセ候。

益

此岸口名和哥浦、一號明浦、東南有布引濱宮、西北有玉津島、

妙見堂、此是浦口之名跡。

壽

身並不拜因天晚。

益

此水閣風景、亦復如何。

壽

可遊可觀。

益

此閣以有國母養珠殿、別廟名曰拜殿。

壽

我可要拜否。

益

要拜。

如此申聞ケ候ヘハ、壽珍三拜仕リ候。是ヨリ途中名迹ヲ指

シ示申スヘク卜存候處、見物人羣集仕リ、前後相隔リ船場

マテ見送テ、

一別參商再會無期、奈何々々。

壽

各官恩寬之處、今身不能補報。

ケ様ニ筆答仕候テ、涙ヲ流シ候様子ニテ相別レ候。

施紹修、王壽珍等拜謝

大官人臺下恩賜、上山拜佛、焚香遊看、貴山佳景、又連賞飲

食、蒙恩無限、身等深重、一筆不能言淨、伏乞大官人、轉達國

王洪恩載德、上呈。

辛巳三月十四日

王壽珍等拜謝 印

右王壽珍謝書、十四日開帆前、呈上

三月十三日、自名草山到明光浦、舟中餘言

益

今天壯觀你樂否。

壽

觀物如見君面。

益

有女如雲匪我思存乎。

壽

參商兩地不親近爲妙。

你們室家、久曠可憐々々。

益

房下以故四年、春情久別。

壽

其新孔喜、其舊如之何。

益

有一子可不娶。

壽

令人慘悽。

益

謝々。

壽

右餘言不達官。

益

黄海々々從此永別矣、異域交契、亦復奈何。

黄海

我家老母如道

右宮本宅ニテ、黄海ト申者へ、別杯ヲサシ候節ノ話。

附録

登名草山、代王壽珍作、應大莊頭岡本氏需、

攀上普陀第二峰唐山西望海雲重漂洋到此、又

何幸救世殿頭春色濃

應大莊殿宮本氏需、與名草山下逆旅主人、号中源

君不見江南彭鳳昌、昔漂於我國南洋、官府恤之就生路、況復進
香古靈場、又不見崇明王壽珍、今年同為漂洋民、波濤萬里、雖
勞苦、始見櫻花、日本春。恩許亦上救世殿拜佛、下山賜祖宴、
山下逆旅中源官命、依舊司饗、膳烹調安、讓易牙羔、南店北
肆、那得比滋味、頻使異客饜、果知天下口、相似再待華人何
緣、故十歲奇遇、如有素昔日海嶠、贈以文、吾亦賦詩徒云云
初到熊野上書

中華江南崇明縣施紹修船、往山東裝豆、于時十一月初八日、
在石島放洋、至十二日、西北風大起、吹至貴地、水深不能
錨、船上少水、又行破舵、故而到此貴地、求各大人得歸古
鄉、甘恩萬代。

王壽珍

中源出来御料理

御酒

吸い物

花かつほ
しゅんさい

臺肴

鉢肴

ケンチャン
揚くすし

とふう
揚芋
やき揚魚

大鉢

衣かき
揚くしら

揚木耳
同くわい豆子

膳

中皿 焼魚
たい

汁 やき豆
ほし大こん
わけぎ
鰹ふし多し

猪口 黒こま
うす
みょうが

平 揚魚
人しんせん切
山の芋
金海鼠

盃物 は付みかん
ゑしす瓜

御茶 飯

註

- (1) 関西大学東西学術研究所の資料集刊十三の「江戸時代漂着唐船資料集」一〜六のシリーズを掲げるだけでも次のものがある。
- 大庭脩編著『寶曆三年八丈島漂着南京船資料』関西大学出版部、一九八五年三月。
- 田中謙二・松浦章編著『文永九年遠州漂着得泰船資料』関西大学出版部、一九八六年三月。
- 松浦章編著『寛政元年土佐漂着安利船資料』関西大学出版部、一九八九年三月。
- 松浦章編著『文化五年土佐漂着江南商船郁長發資料』関西大学出版部、一九八九年三月。
- 大庭脩編著『安永九年安房千倉漂着南京船元順號資料』関西大学出版部、一九九〇年三月。
- 藪田貫編著『寛政十二年遠州漂着唐船萬勝號資料』関西大学出版部、一九九七年一月。

文政四年「清人漂着譚」

- (2) 松浦章「清代沿海商船の紀州漂着について」『関西大学東西学術研究所紀要』第二〇輯、一九八七年三月、三九〜六二頁。
- (3) 『長崎文献叢書第一集、第四卷続長崎実録大成』長崎文献社、一九七四年一月、二二一〜二二三頁。
- (4) 「熊野小山浦」とは紀伊半島南端にある和歌山県古座町の古座川河口の右岸付近と思われる。古座川河口の右岸には中世に小山屋敷(こやまやしき)があり、古座川河口左岸には虎城山城(こじょうやまじょう)があった(『角川日本地名大辞典 三〇 和歌山県』角川書店、一九九一年九月、四五九頁)。
- (5) 「江南船漂着」和歌山県立図書館所蔵(図書番号: WA29. 3. 3)
- (6) 松浦章「清代上海沙船航運業史の研究」関西大学出版部、二〇〇四年一月、三三三頁。
- (7) 松浦章「清代上海沙船航運業史の研究」関西大学出版部、二〇〇四年一月、二四〜三七頁。
- (8) 榎本邦雄「畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』について」『和歌山市史研究』第二四号、一九九六年二月、一〜五頁。
- (9) 榎本邦雄「畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』について」三〜四頁。
- (10) 貴志康親「紀州郷土芸術家小伝」国書刊行会、一九七五年三月、『鳴澤素堂』三五丁表による。同書については榎本邦雄氏の教示による。記して謝意を表したい。
- (11) 「しおつ 塩津 下津町」『角川日本地名大辞典 三〇 和歌山県』角川書店、一九九一年九月、五〇六頁。
- (12) 『中國地方志集成 上海府縣志輯10』上海書店他、三三七頁。
- (13) 『中國地方志集成 上海府縣志輯10』上海書店他、五一八頁。
- (14) 『中國地方志集成 上海府縣志輯10』上海書店他、五一七頁。
- (15) 『中國地方志集成 上海府縣志輯10』上海書店他、五二九頁。
- (16) 松浦章「清代上海沙船航運史の研究」第三編第四章参照。
- (17) 松浦章「清代海外貿易の研究」朋友書店、二〇〇二年一月、三八二〜四〇二頁。

- (18) 民国『崇明縣志』、中国地方志集成、上海府縣志輯⑩、六七七頁。
- (19) 松浦章「清代沿海商船の紀州漂着について」『関西大学東西学術研究所紀要』第二〇輯、四七～四九頁。
- (20) 松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』参照。

Materials Concerning the Chinese Ships Cast Away on the Coast of Wakayama Prefecture in 1821

Akira Matsuura

As is known in the Series of the 'Collection of Materials on the Chinese Ships Cast Ashore in the Edo Era', No 13 of the Collection of Materials published by the Institute of Oriental and Occidental Studies, Kansai University, many Chinese ships were drifted to various locations of Japan in the Edo Era.

The Chinese ship described in this paper was cast away to Kumano, Wakayama Prefecture, in the 4th year of Bunsei (1821). It was a merchant ship that belonged to Chongming Prefecture at Chang Jiang Kou. I have already published a paper on the Chinese coastal ships drifted to Wakayama Prefecture, 'About the Coastal Merchant Ships of Qing Dynasty Cast Ahore in Wakayama Prefecture' ('The Bulletin of the Institute of Oriental and Occidental Studies, Kansai University' No. 20, 1987), and in the paper I mentioned the detailed written record about the Chongming ship drifted to Kumano in the 4th year of Bunsei', The record was the 'The Story of the Drifting of the Chinese People' known to be contained in Kuroda Suizan's "Suireiken-nisho".

It contains various interesting stories, but what added values to this record was that it was confirmed that Wang Shouzhen, one of the crew, answered the questions quite sincerely. The following two points show it very clearly. That the hometown of Won Shouzhen and others was the location existing in Chongming Prefecture, and that it was confirmed that the name of the military officer in the office of Zongbingguan was real, although the period that he was in office was a little different from the historical fact. This record is short, but it is considered to be the written record of the traider who was running the Shachuan transportation business and was introduced in 'the Study of the History of the Shanghai Shachuan Transportation Business in Qing Dynasty' published as one of the series of research works of this Institute.